

宇部市新庁舎 2 期棟食堂運営業務に係る事業者募集要領

1 目的

この募集要項は、宇部市役所 2 期棟 3 階において、職員及び来庁者を対象とした食堂の運営を行う事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

宇部市新庁舎 2 期棟食堂運営業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。仕様書については、使用候補者として特定された事業者の企画提案内容に応じて協議の上、その内容を変更できるものとする。

(3) 使用期間

令和 7 年 7 月 1 日（予定）から令和 8 年 3 月 31 日までとする。以後、毎年度、期間満了時に改めて使用許可を更新し、最長 5 年間に上限とする。

なお、宇部市または使用者のいずれか一方が更新を希望しない場合は、6 カ月前までに書面により相手方に対して意思表示をしなければならない。

(4) 使用料

使用料は、宇部市行政財産使用料徴収条例の規定に基づき徴収する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 宇部市に本店を有する法人又は個人であること。

なお、複数の法人による共同事業体も可とするが、必ず代表者を定めること。

(2) 庁舎開庁日の午前 11 時から午後 2 時までに提供するメニューの中に、迅速かつ安価に提供できるメニューを用意すること。

(3) 公募開始日から過去 3 カ年において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けたことがないこと。

(4) 当該施設での営業に際して、許可、資格又は免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者又は免許者を従事させることができること。

(5) 食中毒事故や経営者の過失による事故等の発生に対し、経営者の責任において即刻対応ができ、かつ、相応の補償能力があること。

(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

(7) 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11

年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと(手續開始決定後は除く)。

- (8) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (10) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 実施スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和5年10月30日(月)	宇部市公式ウェブサイトに掲載
募集に関する質問受付期限	令和5年11月10日(金)	電子メール・FAXで受付
質問における回答の公表	令和5年11月14日(火)	宇部市公式ウェブサイト上で回答
参加表明書の提出期限	令和5年11月20日(月)	必着(持参又は郵送)
参加資格審査の結果通知	令和5年11月27日(月)	電子メールで通知
企画提案書等の提出期限	令和5年12月8日(金)	必着(持参又は郵送)
企画提案に対する質疑通知	令和5年12月12日(火)	対象者に別途電子メール通知
企画提案に対する質疑回答	令和5年12月19日(火)	電子メールで受付
運営事業者選定委員会	令和5年12月下旬(予定)	プレゼンテーション審査にて選定
審査結果の通知発送	令和5年12月末	プロポーザル参加者に別途通知
優先交渉権者と協議	令和6年1月以降	什器の配置等
実施事業者の決定	令和6年3月	(予定)
営業開始	令和7年7月1日(火)	(予定)

<募集に関する質問の受付>

- (1) 提出期限 令和5年11月10日(金) 午後5時必着
- (2) 提出方法 質問書(様式第4号)を電子メール・FAXで「7 担当部署」に提出すること。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和5年11月14日(火)を目途に、提出された全ての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。
なお、質問した事業者名は公表しない。

<参加表明書の提出>

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年11月20日(月) 午後5時までに必着とする。
- (2) 提出方法 持参又は郵送 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 提出先 「7 担当部署」に提出のこと。
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出書類 書類は次の順に並べ、クリップ等でまとめて提出すること。

(6) 提出書類一覧

書類の名称	留意事項
公募型プロポーザル参加表明書 (様式第1号)	
事業者概要書 (様式第2号)	パンフレット等事業者の業務内容がわかるものがあれば添付のこと
直近1年分の宇部市における市税の未納の額が無いことがわかるもの	申請時点で発行から1か月以内のもの、写し可
国税の未納の額が無いことがわかるもの	申請時点で発行から1か月以内のもの、写し可
誓約書 (様式第3号)	
食品衛生法に基づく営業許可書の写し	

(7) 参加決定 上記書類に基づき参加資格の審査を行い、結果を通知する。

<企画提案書 (様式第7号) の提出>

参加資格結果通知にて参加資格を有した者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年12月8日 (金) 午後5時までに必着とする。
- (2) 提出方法 持参又は郵送 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 提出先 「7 担当部署」に提出のこと。
- (4) 提出部数 正本1部
副本5部 (正本のコピー。正本にカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。)
- (5) 提出書類 別途資料がある場合は添付してください。

<企画提案に関する質疑>

市から企画提案に対する質疑を通知するので、次のとおり質疑の回答書を提出すること。

- (1) 提出書類 回答書 (様式第5号)
- (2) 質疑通知 令和5年12月12日 (火)
- (3) 提出期限 令和5年12月19日 (火) 午後5時必着
- (4) 提出方法 電子メールで「7 担当部署」に提出すること。

<参加辞退>

参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合は、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出書類 参加辞退届 (様式第6号)
- (2) 提出期限 令和5年12月12日 (火) 午後5時必着

- (3) 提出方法 持参又は郵送 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 提出先 「7 担当部署」へ提出すること。

＜応募にあたっての留意事項＞

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提出期限後の企画提案書の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 企画提案書など、本業務のプロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、運営事業者選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (6) 通信障害等によって電子メール等の未着が生じた場合において、本市はいかなる責任も負わない。(開封確認メッセージで送信のこと。)
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 申込者が1事業者の場合も参加資格を満たしていた場合は審査を実施し、評価基準を満たしていた場合はその者と契約を行う。

5 運営事業者の選定方法

- (1) 審査日 令和5年12月下旬(予定)
※実施時間等詳細は別途連絡
- (2) 審査場所 宇部市役所(予定)
- (3) 実施方法
 - ① 15分程度のプレゼンテーション
 - ② プレゼンテーションの後、15分程度の質疑応答
 - ③ プレゼンテーションは責任者等が企画提案書に基づき行うこととし、当日に新規資料を配布することはできません。
 - ④ 出席者3人以内
 - ⑤ 提案書の提出の順

6 審査方法及び評価基準

- (1) 運営事業者選定委員会において審査を行い選定する。
- (2) 提出された企画提案書及びヒアリング等により、下記評価基準に基づき審査及び評価を行う。

評価基準表

評価項目		評価基準	配点
基本方針	1 運営方針	食堂を管理運営する上での基本方針（食材、環境への配慮、廃棄物の回収・処理への取組み）等は本業務の目的に適合しているか	15
	2 業務実績	本業務を継続的に行う事業実績があるか	5
業務遂行能力	3 食堂運営体制	食堂の運営に必要な人員配置及び組織体制ができているか 勤務体制及び労働条件は適正か	5
	4 収支計画	実現可能な算出根拠か 運営の継続性が確保できる収支計画になっているか	5
	5 衛生管理	従業員の健康管理及び食堂衛生管理体制、感染症対策体制は適切か	5
	6 安全対策	不測の事態（人為的、施設・設備的、火災、地震等の事故）でのマニュアル及び連絡体制は適切か	5
企画提案	7 商品・サービスの充実度	メニュー（品揃え）は多様か 地元食材や、安心・安全な食材を活用しているか 健康に配慮した内容になっているか	15
	8 価格設定・提供方法	開庁日の昼時間（午前11時～午後2時）について、利用しやすい価格か、また迅速なメニュー提供は可能か	15
	9 営業の方式	① 庁舎開庁日の午前11時～午後2時以外の営業は可能か （営業時間が長いほど配点が高くなります。）	12
②現金以外の支払方法は利用可能か （クレジットカード決済やスマホ決済など、キャッシュレス決済を導入すると配点されます。）		3	
10	アピールポイント	市民の賑わいを創出し、職員の福利厚生や市民の満足度向上につながる取組みがあるか	15
合 計			100点

※上記評価項目について審査委員が採点を行い、基本方針、業務遂行能力、企画提案のそれぞれの項目について審査委員の平均が4割未満のものがある場合、または合計得点が5割未満の場合は採用しない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書の提出のあった全ての事業者に書面で行い、令和5年12月末に通知発送する。なお、選考結果についての異議申し立てがあれば、別途通知する期限までに申し出るものとする。

7 担当部署

総務部 財産管理課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8178

FAX 0836-22-6057

E-mail zaisan@city.ube.yamaguchi.jp

【参考】

(1) 本庁舎職員数：約850人

(2) 本庁舎来庁者数：約1,200人/日

(3) 本庁舎における他店舗等の入居状況（令和5年10月1日現在）

階数	店舗の種類	備考
1期棟	1階	自動販売機（飲料） 6台
	2階	自動販売機（飲料） 4台
	3階	自動販売機（飲料） 4台
	4階	自動販売機（飲料） 3台
		自動販売機（食品） 1台
	弁当、パン類販売 月曜～金曜 不定期	
2期棟	1階	飲食 物販 入居予定
	3階	食堂 約90席